

# 基礎研 レポート

## 政治的不安定が続く韓国の社会 政策に対する考察

—社会保障や労働市場関連政策を中心に—

生活研究部 主任研究員 金 明中  
(03)3512-1825 kim@nli-research.co.jp

### 政治思想により変わる政策、制度の長期的・効率的実施が難しい

韓国の政治体制は日本と異なり、国民が直接選挙で大統領を選ぶ大統領制を採用しており、任期は5年で再選（重任）を禁じている。しかしながら、最初から再選を禁じていたわけではない。朴正熙元大統領が軍事クーデターで政権を取り大統領になった、1963年当時の大統領の任期は4年で、再選も1回までは許容されていた。しかしながら、朴正熙元大統領が憲法を改正し、三選を可能にした。さらに、大統領の選出方法を既存の国民による直接選挙から統一主体国民会議の代議員による間接選挙へ変更した。

その結果、彼は、1979年に暗殺されるまで約16年にわたり大統領在任を維持し続けた。その後、全斗煥政権時代に「重任禁止規定」が初めて導入され、1988年に国民による直接選挙で大統領になった盧泰愚政権からは、いずれも1期5年の任期や再選禁止が適用されている。大統領の再選禁止に対しては今でも賛否両論があり、政策をより長い間、効率的に実施するためには、「重任禁止規定」に関する改憲を行い、再選を認めるべきだという意見も絶えずに提案されてきている。

このように再選が認められておらず、政策の実施時期が短いことに加えて、各政党の政策思想は「保守」と「進歩」にはっきり分かれており、政治的対立が続いている。さらなる問題は、政権が変わる度に、実施しようとする中心政策が大きく変わっていることである。つまり、軍事政権や保守系政権は企業を中心とする経済政策に重みを置くことに比べて、進歩系政権は労働者や社会保障政策を重視する傾向が強い。

しかしながら、最近では、企業を中心とするビジネスフレンドリー政策を実施しても、経済成長率が期待したほど上がらず、一方、労働者を中心とする社会保障政策を強化しても、格差問題が大きく改善されていない。その理由としては、韓国経済が内需よりも輸出に強く依存しており、外部要因の影響を受けやすいこと、クラウドワーカーなど既存の制度では解決できない新しい貧困や格差が生まれていること、政権が頻繁に変わっており、制度の継続性が乏しくなったことなどが考えられる。

政治思想により、重視する政策が異なることは韓国だけのことではない。権丈は、「世の中には、経済活動における「供給」に着目する経済学と「需要」に焦点を充てる経済学がある。……この二つの経済学では、政治思想も異なれば、想定されている個人モデルも異なっている。結果、右側の経済学では福祉国家や社会保障制度はネガティブに評価され、左側の経済学ではポジティブに評価されることになる」と説明している（権丈善一『ちょっと気になる政策思想』勁草書房、2018年）。

本稿では、軍事独裁政権である朴正熙政権から最近の文在寅政権に至るまで、政策思想が異なる各政権が、どのような社会保障政策や労働市場政策を実施してきたのかを見てみた。

## 軍事独裁政権、朴正熙政権時代の社会政策

朝鮮戦争が終わってから、韓国政府は経済成長を優先とする経済政策を行ってきた。特に、軍事クーデターにより1961年5月から政権を握った朴正熙政権（大統領在任期間：1963年12月17日 - 1979年10月26日）は、セマウル運動（セマウルは、新しい村という意味）や経済開発5ヶ年計画を中心に、輸出主導型工業化政策を押し進めた。

また、大企業が生産活動を拡大し、輸出を増やせるように、大企業に有利な税制・補助金制度を拡充した。その過程で、大企業と中小企業の格差は、ますます広がることになった。朴正熙政権は、時間をかけて中小企業を育成する政策より、大企業が日本から部品を安定的に大量輸入し、組立てた後に海外に輸出する産業政策を行った。規模の経済を活かし、韓国経済を一刻も早く立て直すための戦略であった。この戦略は成功し、1970年代の平均年間経済成長率は2回のオイルショックがあったにもかかわらず、10%を超えた。

このように、経済政策を重視してきた朴正熙政権が、最初に施行した社会保障政策は生活保護であった。朴正熙政権は、「絶望と飢餓の線上で喘ぐ民生苦を早急に解決し、国家の自主経済建設に傾注する」という「革命公約」に基づいて、1961年12月に公的扶助制度の基本法として「生活保護法」を制定し、1962年から生活保護制度を施行した<sup>1</sup>。しかしながら対象者を制限する等、制度の内容は、当時の日本の生活保護制度というよりは、かつて1929年に日本で制定された救護法に基づく制度に近いものであった。

一方、1962年には「公務員年金法」が、そして1963年には「軍人年金法」（1月）、「産業災害補償保険法」（11月）、「医療保険法」（12月）が次々と制定された。1963年は一人当たり国民所得が100ドルも超えなかった時代であったものの、なぜ軍事政権は社会保険、およびそれと関連した多くの法律を制定したのだろうか？その理由は、軍事クーデターにより樹立された政権であるがゆえに、軍人と公務員を支持勢力に引き入れるためである。その後、公的医療保険制度は1977年から500人以上の事業所を、そして1979

<sup>1</sup> 朴正熙元大統領は、1961年の軍事クーデターで国家再建最高会議議長に就任し、1963年から1979年まで大統領（第5代から第9代）を務めた。

年からは300人以上の事業所を強制加入の対象にするなど、適用対象を拡大した、しかしながら、実際には、韓国では労働者の多くが300人未満の中小企業で働いているため、医療保険の恩恵を受ける人は限定されていた。

## クーデターで政権を奪取した、全斗煥・盧泰愚軍事政権時代の社会政策

朴正熙元大統領が暗殺されてから政権を握った軍事政権の全斗煥政権下（大統領在任期間：1980年8月27日 - 1988年2月24日）とその後の盧泰愚政権下（大統領在任期間：1988年2月25日 - 1993年2月24日）にも経済政策が優先的に実施された。この二つの政権下において経済成長率は10%前後を維持し、韓国は台湾、香港、シンガポールと共にアジアの四小竜と言われた。

また、1988年には、日本での東京オリンピックに次いで、アジアでは2番目にソウルオリンピックが開催された。韓国社会は、経済成長と共に社会保障制度も少しずつ骨格を整え始めた。公的医療保険制度は、1981年には100人以上の事業所まで適用対象が拡大された。そして1988年には5人以上の事業所まで適用対象を拡げ、さらに1989年には自営業者や地域の住民を含めたすべての国民を適用対象にすることにより、制度を導入してから満12年目で国民皆保険が実現された。

1986年には公的年金の「国民年金法」が制定され、1988年から施行されることにより老後所得保障制度に対するセーフティーネットが補完された。また、1993年には「雇用保険法」が制定（1995年7月施行）されたことにより、公的年金、公的医療保険、労災保険、雇用保険という4大社会保険が実現されることになった。

社会保障制度が少しずつ整備され、予算に占める割合が増加すると、社会保障制度に対する利益団体や与野党の対立も激しくなった。その代表的な例が、医療保険組合の統合を骨子とした「医療保険法改正案」をめぐるのもめ事である。1989年3月に国会の本会議で成立された「医療保険法改正案」は、医療保険組合連合会などの利益団体によるロビー活動を受け入れた当時の盧泰愚元大統領が拒否権を行使した結果、最終的に法案の改正は失敗に終わった。また、保守勢力は、その後も社会保険を含めた社会保障制度の導入や制度改善がある度に、企業の負担増加を理由に適用対象の縮小を要求する活動を行った。その結果、多くの社会保障制度が計画より縮小されていった。

## 文民政権、金泳三政権時代の社会政策

1993年には、1987年の「6月民主抗争<sup>2</sup>」の結果、国民が獲得した「大統領の直接選挙制」が実現されることにより、クーデターで政権を奪取した全斗煥・盧泰愚軍事政権（最初の国民投票により誕生したのは

---

<sup>2</sup> 6月民主抗争は、全斗煥軍事独裁政権時代の1987年6月10日から29日まで、学生や労働者が全国各地で起きた反独裁民主化運動である。6月民主抗争の結果、大統領の直接選挙制度を盛り込んだ憲法改正が実現された。

盧泰愚政権であるものの、盧泰愚元大統領が軍人出身であったので軍事政権と呼ばれた)に代わって、「文民<sup>3</sup>政権」が誕生することになった。

国民投票により当選した金泳三元大統領(大統領在任期間: 1993年2月25日 - 1998年2月24日)は、政府の市場への介入を縮小し、市場機能を強化するという考えに基づいて社会政策を推進した。社会保障に関しては、政府の財政支出を低所得者に限定し、負担面においては応能主義の原則が徹底された。

一方、文民政権は、既存の「社会保障に関する法律」を廃止し、新しく「社会保障基本法」を制定した。これは、1995年に社会保障に関する国民の権利と国家及び地方自治団体の責任を定めると共に、社会保障政策の樹立・推進と関連制度に関する基本事項を規定することにより国民の福祉増進に資することを目的としたものであった。この法律では、社会保障の定義を、既存の社会保険や公的扶助に加えて、社会サービスやそれと関連した福祉制度まで拡大した。また、1995年には、1993年に制定された「雇用保険法」に基づいて雇用保険制度が従業員数30人以上の事業所を対象に施行されたことにより公的年金、公的医療保険、労災保険、雇用保険という社会保険の4大基盤が整備された。1998年には雇用保険の対象範囲が1人以上の事業所まで拡大され、国民年金制度が農漁村地域まで拡大・適用されることになった。

## 進歩系の金大中政権時代は「生産的福祉」

一方、1997年に発生したアジア経済危機により、韓国社会は大きな変化を迎えることになる。IMFによる高金利と緊縮財政、市場の完全開放政策などは、財政基盤が劣悪な企業の連鎖倒産をもたらし、失業率は最高値を記録した。また、労働市場に弾力的に対応するために企業が雇用政策を大きく変えた結果、非正規労働者と有期契約労働者が増加する反面、正規労働者の新規採用は大きく減少した。貧困層が増加し、格差が新しい社会問題として浮上すると、最小限の政府支出に基づく既存の社会保障制度では対応することが難しくなった。そこで、進歩系の金大中政権(大統領在任期間: 1998年2月25日 - 2003年2月24日)は、「生産的福祉(Productive Welfare)」というスローガンのもとで、社会保障政策の拡充に方向を転じた。

金大中政権は、国民の選挙により初めて政権交代を成し遂げた、初めての進歩系政権である。「生産的福祉」は、アメリカの勤労連携福祉(Workfare)、スウェーデンの積極的労働市場政策(Active Labor Market Policy)、イギリスの労働のための福祉(Welfare to work)などと類似な概念で、当時の韓国政府は、「生産的福祉」を「すべての国民が人間としての尊厳と自衿心が維持できるように、基礎的な生活を保障すると同時に、自立的かつ主体的に経済及び社会活動に参加できる機会を拡大し、分配の公平性を高めることによって、生活の質を向上させ、社会発展を追求する国政理念である」<sup>4</sup>と定義した。

<sup>3</sup> 文民は一般国民という意味。

<sup>4</sup> 株本千鶴(2005)「特集Ⅱ:韓国における社会福祉の動向 政策・構想・研究」『福祉社会学研究2』東信堂を一部引用。

生産的福祉は、国民の基本的な生活を国が保障すると共に、職業教育などの人的投資により社会の生産性を最大化することを目的にした。金大中政権は、経済危機により大量に発生した失業者を救済するために公共事業や失業手当、そして職業訓練などを拡大した。また、生活保護対象者の適用範囲を一時的に拡大し、1998年には、従業員数1人以上の事業所まで雇用保険が拡大された。また、1999年4月には国民皆年金を実施し、2000年7月には、保守派が反対していた医療保険組合の一元化や医薬分業が実現され、労災保険の対象が従業員数1人以上の事業所まで拡大された。

さらに、2000年10月には、既存の短期的な給付中心の生活保護制度を、勤労連携（Workfare）を中心とする「国民基礎生活保障制度」に変え、公的所得保障制度を拡充する政策が実施された。このような「生産的福祉」は、社会保障の適用対象を拡大し、社会保障の死角地帯を解消することに寄与したと評価されている。しかしながら、労働市場の流動化が進むことにより非正規労働者が増加し、労災保険や雇用保険の適用対象者の管理が複雑になったという負の側面も生まれた。また、自営業者の所得が十分に把握されず、国民年金の納付例外者は約450万人に達した。これは地域加入者の約4割を超える数値である。所得格差は拡大し、経済成長率が低下したことにより雇用創出も難しくなり、「生産的福祉」は本来の目標を達成することはできなかった。

## 進歩系の盧武鉉政権時代は「参与福祉」

このような状況の中で「参与政府<sup>5</sup>」と呼ばれる盧武鉉政権（大統領在任期間：2003年2月25日 - 2008年2月24日）が誕生した。盧武鉉政権は、金大中元大統領と同じ進歩系政権であり、社会保障政策も「生産的福祉」を継承したものの、スローガンだけは既存の「生産的福祉」から「参与福祉」に変更した。

同政権は、福祉の普遍性、福祉に対する国の責任強化、福祉政策に対する国民の参加促進を強調しながら、貧富の格差を解消すると共に国民の70%を中流階級にするという目標を設定した。そのため、公的扶助制度である国民基礎生活保障制度の扶養義務者に対する所得基準（経済的に扶養する能力があると判断する所得基準）を、最低生計費の120%水準から130%水準に引き上げ、扶養義務者の認定範囲を広げて負担を減らす代わりに、政府の責任を強化した。

また、「次上位階層」<sup>6</sup>と言われる勤労貧困層の公的医療保険の本人負担率を引き下げる反面、国民年金の持続可能性を高めるために2007年7月には国民年金の給付水準を60%から50%に引き下げ、2028年までに段階的に40%に引き下げる年金改革を実施した。一方、高齢者の所得を保障するために2008年1月から一般会計を財源とする「基礎老齢年金」を導入した。基礎老齢年金は、国民年金や特殊職年金などの公的年金を受給していない高齢者や受給していても所得額が一定水準以下の高齢者の所得を支援するための補完的な性格を持つ制度である。この制度は、65歳以上の全高齢者のうち、所得と財産が少ない70%の

<sup>5</sup> 参与政府は、盧武鉉政権の愛称で、国民の参与（参加）により韓国の民主主義を完成させたという趣旨で名づけられた。

<sup>6</sup> 所得が最低生計費の120%以下かつ公的扶助制度である国民基礎生活保障制度の給付対象から除外された所得階層。

高齢者に定額の給付を支給する制度で、2008年1月からは70歳以上の高齢者に、2008年7月からは65歳以上の高齢者に段階的に拡大・実施された。

一方、盧武鉉政権は、労働市場政策として、2004年に既存の「外国人産業技術研修生制度」を「雇用許可制」に転換した。日本の「技能実習生」をモデルとした「外国人産業技術研修生制度」は、ブローカーによる送り出し過程の不正により、不法滞在者が多数発生（2002年の場合、外国人労働者の8割が不法就労者）し、賃金未払いを含めた人権侵害の問題が続出するなど「現代版奴隷制度」とも呼ばれた。そこで、韓国政府は外国人労働者の処遇水準を改善し、将来の労働力不足を解決するための政策として「雇用許可制」を導入した。「雇用許可制」は、「外国人産業技術研修生制度」と異なり、慢性的な労働力不足に苦しんでいる中小企業が政府から外国人雇用の許可を受け、合法的に外国人労働者を労働者として雇用する制度である。

また、2006年には、民間部門に「積極的雇用改善措置制度（Affirmative Action）」を導入した。積極的雇用改善措置の実施により、女性従業員や女性管理職比率が徐々に上昇しており、職階における男女間の格差がわずかではあるが縮まる結果が得られた。さらに、盧武鉉政権は非正規労働者の増加が急速に進むなかで、2007年には「非正規職保護法」を施行した。この法律の目的は「雇用形態の多様化を認めて、期間制や短時間労働者の雇用期間を制限し、非正規職の乱用を抑制するとともに非正規職に対する不合理的な差別を是正する」ためであり、非正規労働者が同一事業所で2年を超過して勤務すると、無期契約労働者として見なされることになった。また、勤労と福祉を連携した制度として「勤労奨励税制（EITC）」を2008年1月から実施した。

## 保守系の李明博政権はビジネスフレンドリー政策を実施

2008年には約10年間の進歩系政権が幕を閉じ、保守系政権である李明博政権（大統領在任期間：2008年2月25日 - 2013年2月24日）が誕生した。李明博政権は、「ビジネスフレンドリー」と呼ばれる企業の事業活動に親和的な環境整備政策を実施した。李明博元大統領の選挙公約には「747戦略」という有名な言葉がある。「747戦略」とは、大統領の5年間の任期中に年平均7%の経済成長率を達成し、10年以内に1人当たり国民所得を4万ドルに引き上げる、そして、世界7大経済大国になるという経済政策である。

李明博政権はこの目標を達成するために、法人税率の引き下げ（25%から23%に）、研究開発投資に対する税額控除の拡大、出資総額制限制度（資産総額が一定金額以上の大企業のグループ内の系列企業が保有できる他企業の株式を制限する制度）の廃止などを実施した。このようなビジネスフレンドリー政策の実施とウォン安政策により、2010年には経済成長率が6.3%まで上がるなど一時的に効果が出たものの、政策の恩恵が大企業に偏ることにより、中小企業等の不満は高まる一方であった。さらに、2010年6月に与党が地方選挙で敗北したことになり、ビジネスフレンドリー政策は方向を全面修正し、中小企業との 동반成長を重視する政策に変わることになる。

一方、李明博政権時代には日本の介護保険制度にあたる老人長期療養保険制度が導入された。しかしながら、この制度は進歩系政権時から導入が議論され、前盧武鉉政権ですでに導入が決められた制度なので、李明博政権独自の成果だとは言えない。李明博政権は以前の進歩系政権とは異なり、雇用と福祉の連携を強調した。そして、保守系政権らしく、医療サービスの規制緩和、民間医療保険の活性化、営利医療法人の導入の検討、医療観光商品の開発、海外患者誘致のための制度改善などの政策が推進された。興味深い点は、保守系政権にもかかわらず、社会保障関連支出は前の進歩系政権より増加したことである。

その理由としては、2008年から国民年金の給付が実施され、受給者数が毎年増加したことにより年金給付額が増加したことや、高齢化により医療関連支出が増加したことなどが挙げられる。つまり、社会保障関連支出の増加は、李明博政権の社会保障制度の拡充によるものではなく、制度の成熟や高齢化の進展によるものであった。

## 保守系の朴槿恵政権、政策の効果現れず弾効に

李明博政権の次に政権を握った同じ保守系の朴槿恵政権（大統領在任期間：2013年2月25日 - 2017年3月10日）は、李明博政権の普遍的福祉政策を継承した。朴槿恵政権の社会保障政策の主な公約としては、国民幸福基金や基礎年金制度の導入、国民基礎生活保障制度の給付方式の変更、無償保育の実施、4大重症疾患医療費の無償化が挙げられる。

まず朴槿恵政権は、家計債務（家計部門の債務残高）問題を解決するために、「国民幸福基金」という挑戦を始めた（2013年3月29日に発足）。国民幸福基金は、朴槿恵前大統領の選挙公約の一つであり、債務不履行者の信用回復や庶民の過剰債務解消を目指した政策である。国民幸福基金は、政府の財政負担により債務延滞者の債務負担を大きく緩和し、経済的に自立できるように支援した点からは肯定的な評価を受けたものの、債務調整中に再び債務を滞納している者が多数発生していることや教育ローンが適用対象から除外されていること等が問題点として指摘された。

2013年3月からは全所得層の0～5歳児を対象に無償保育が実施された。朴槿恵政権がオリニジップ<sup>7</sup>や保育園を利用する子どもに対する「保育手当」のみならず、家庭で保護者に養育される子どもに対して養育手当を支給するなど無償保育を実施した目的は、子育て世帯の養育費などの経済的負担を減らし、出生率を引き上げるためである。そして、2014年7月からは、既存の「基礎老齢年金制度」を改正した「基礎年金制度」を実施した。

「基礎年金制度」は、既存の「基礎老齢年金制度」の給付額を引き上げた制度である。つまり、2013年時点で単身世帯には1ヶ月当たり最大96,800ウォン、夫婦世帯には154,900ウォンが支給されていた給付

<sup>7</sup> オリニジップは韓国語で子どもの家という意味。日本の保育所に近い施設。

額が、最低 10 万ウォンから最大 20 万ウォンまで引き上げ調整された。また、2015 年 7 月 1 日からは、増加する貧困層に対する経済的支援の拡大や勤労貧困層に対する自立を助長することを目的に、国民基礎生活保障制度の給付方式を所得認定額が最低生計費以下の者だけが対象となり、生活扶助を基本に、必要に応じて他の扶助を給付する「パッケージ給付」から扶助ごとに選定基準や給付水準を設定する「個別給付」に変更した。

これ以外にもいくつかの社会保障政策が実施されたものの、朴槿恵政権の社会保障政策に対する評価はそれほど高くない。その理由は選挙公約を大きく変更し、制度を縮小して実施したからである。朴槿恵政権は 5 年という任期を終えず弾劾され、政策の成果が問われず在任中に実施したすべての政策が批判の対象になってしまった。

## 進歩系の文在寅政権、所得主導成長論に基づいた労働政策や社会保障政策を実施

朴槿恵前大統領が弾劾されることにより、政権は保守系政権から進歩系政権に変わる。文在寅政権（大統領在任期間：2017 年 5 月 10 日～）は、所得主導成長論に基づいて労働政策と社会保障政策に力を入れ、特に低所得層の所得を改善するための政策が数多く施行された。所得主導成長論は、家計の賃金と所得を増やし消費増加をもたらす、経済成長につなげるという理論で、ポスト・ケインズ学派のマル・ラヴォア教授（カナダ・オタワ大）とエンゲルベルト・シュトックハマー教授（英キングストン大）の「賃金主導型成長」に基づいている。文在寅政権は、韓国に零細自営業者が多い点を考慮し、賃金の代わりに所得という言葉を使い、最低賃金の引き上げや社会保障政策の強化による所得増加と格差解消を推進した。

まず、労働政策から見ると、2017 年に 6470 ウォンであった最低賃金は 2019 年には 8350 ウォンに引き上げられた。また、「週 52 時間勤務制」を柱とする改正勤労基準法（日本の労働基準法に当たる）を施行することにより、残業時間を含めた 1 週間の労働時間の上限を 68 時間から 52 時間に制限した。労働者のワーク・ライフ・バランスを実現させるとともに新しい雇用を創出するための政策である。しかしながら問題が発生した。最低賃金が 2 年間で 29% も引き上げられたことにより、経営体力の弱い自営業者は、人件費負担増に耐えかねて雇用者を減らした。

一部の零細食堂では週 15 時間以上働く場合に支給することになっている週休手当が発生しないようにアルバイトの時間を週 15 時間未満に制限した。また、「週 52 時間勤務制」の実施により労働者の賃金総額が減少した。特に、製造業の場合は基本給が低く設定されており、残業により生活水準を維持している労働者が多かったため、残業時間の制限は生活費の減少に繋がった。実際に近年、韓国では運転代行業で働く人が増えてきている。それは、残業が制限され、これまで残業代で生活費の不足分を補ってきた人たちが、二つ、時には三つも仕事をかけ持ちして何とか生計を立てているからである。

社会保障政策としては 2018 年から「健康保険の保障性強化対策」、いわゆる文在寅ケアが施行された。



文在寅ケアの主な内容としては、(1)健康保険が適用されていない3大保険外診療（看病費<sup>8</sup>、選択診療費、差額ベッド代）を含めた保険外診療の段階的な保険適用、(2)基礎生活受給者または次上位階層などの脆弱階層（社会的弱者）の自己負担軽減、低所得層の自己負担上限額の引き下げ、(3)災難的医療費支出（家計の医療費支出が年間所得の40%以上である状況）に対する支援事業の制度化及び対象者の拡大などが挙げられる。ポイントは医療費支出による国民生活の圧迫の主因とも言える保険外診療（健康保険が適用されず、診療を受けたときは、患者が全額を自己負担する診療科目）を大きく減らすことである。

また、2018年9月からは児童手当が導入された。対象は満6歳未満の子どもを育てる所得上位10%を除外した世帯であり、子ども一人に対して月10万ウォンが支給されるようになった。さらに2019年の4月からは所得基準が廃止され、満6歳未満の子どもはすべて児童手当の対象になった。一方、65歳以上の高齢者のうち、所得認定額が下位70%に該当する者に支給される基礎年金の最大給付額が2018年9月から月25万ウォンに引き上げられた。さらに、2019年4月からは所得下位20%の高齢者の基礎年金の給付額を既存の月25万ウォンから月30万ウォンに引き上げる政策を行った。社会保障に対する支出を賄うための予算は他の政権と比べて大きく増加している。

### 今後の韓国の政権交代や政策運営に注目したい。

低成長や高齢化が今後も続くことが予想される中で、韓国政府はどのように経済を活性化させ、雇用を創出することができるのだろうか。また、どのように社会保障制度の財源を確保し、持続可能な社会保障制度を構築することができるだろうか。政権が変わっても続けられる政策を時間をかけて工夫し実施することこそ、財源の無駄使いの削減や国民の幸福度の上昇に貢献できるに違いない。今後の韓国の政権交代や政策運営に注目したい。

---

<sup>8</sup> 韓国では家族が患者を看病する独特の医療文化が残っている。家族が仕事等で患者の看病ができない場合には看病人を雇って患者の身の回りの世話をさせる。看病にかかる費用は医療保険が適用されず、患者やその家族には大きな負担になっている。

## 金大中政権から文在寅政権までの主な経済指標・社会保障及び労働市場政策

大統領	金大中	盧武鉉	李明博	朴槿恵	文在寅
在任期間	1998年2月25日 - 2003年2月24日	2003年2月25日 ~2008年2月24日	2008年2月25日 - 2013年2月24日	2013年2月25日~ 2016年12月9日	2017年5月10日~
政治思想	進歩	進歩	保守	保守	進歩
予算額 (兆ウォン)	111.7	257.2	342.0	386.4	512.3
在任期間中の予算増加率 (%)	31.6%	117.4%	20.2%	13.0%	27.9%
予算額の対GDP比 (%)	20.3%	21.3%	21.0%	21.6%	23.4%
在任中の平均年間経済成長率 (%)	9.2%	6.0%	5.0%	4.0%	1.4%
株価 (KOSPI基準)	575.4	1711.6	2026.5	2026.4	2197.6
失業率	3.3%	3.2%	3.2%	3.7%	3.8%
保健・福祉・雇用関連予算 (兆ウォン)	-	-	97.4	122.9	181.6
保健・福祉・雇用関連予算の対予算比 (%)	-	-	28.5	31.8	35.4
最低賃金の上昇率	41.4%	53.0%	21.5%	24.1%	32.8%
最低賃金の未満率	4.9%	10.8%	11.3%	13.5%	15.5%
非正規労働者の割合	32.6%	33.8%	32.5%	32.8%	36.4%
債務残高の対GDP比	17.1%	27.5%	30.8%	36.0%	35.9%
主な社会保障及び労働市場政策	生産的福祉 ・ 医薬分業の実施 ・ 健康保険組合の一元化 ・ 国民基礎生活保障制度の実施 ・ 雇用保険の適用対象拡大 ・ 国民皆年金の実施	参与福祉 ・ 国民年金法の改正 ・ 国民基礎生活保障制度の扶養義務者基準の緩和 ・ 基礎老齢年金の導入 ・ 国民年金の所得代替率引き下げ ・ 積極的雇用改善措置制度の実施 ・ 雇用許可制の実施	能動的福祉 ・ 公務員年金法の改正 ・ 老人長期療養保険制度の実施 ・ EITCの実施 ・ 無償保育の実施 (0~2歳) ・ 民間医療保険の活性化、営利医療法人の導入の検討、医療観光商品の開発	合わせ型雇用・福祉 ・ 国民幸福基金の導入 ・ 無償保育の拡大 (0~5歳) ・ 基礎年金制度の導入 ・ 国民基礎生活保障制度の給付方式の変更	所得中心政策 ・ 最低賃金の大幅引き上げ ・ 週52時間勤務制の実施 ・ 児童手当の導入 ・ 文在寅ケアの実施

注1) 予算額 (兆ウォン) : 任期の最終年基準

注2) 在任期間中の予算増加率 (%) : (任期末年の予算額 - 任期初年の予算額) / 任期末年の予算額 \* 100

注3) 最低賃金の上昇率 : 金大中 (1998年~2003年)、盧武鉉 (2003年~2008年)、李明博 (2008年~2013年)、朴槿恵 (2013年~2017年)、文在寅 (2017年~2020年)

注4) 在任中の平均年間経済成長率 (%) : 金大中 (1998年~2002年)、盧武鉉 (2003年~2007年)、李明博 (2008年~2012年)、朴槿恵 (2013年~2016年)、文在寅 (2017年~2019年)

注5) 株価 (KOSPI基準) : 任期の最終年退任月基準、文在寅大統領は2019年12月基準